

安房医療福祉専門学校学則

第1章 総則

(設置の目的)

第1条 看護師として必要な知識・技術・態度を修得し、保健医療福祉チームにおいて高いモラルを有する専門職として社会の要請に応え、人々の幸福に貢献できる人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は安房医療福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は千葉県館山市腰越801-1番地に置く。

第2章 課程、学科、定員、修業年限及び在学年限

(学生定員及び修業年限)

第4条 本校に設置する学科、学生定員及び修業年限は次のとおりとする。

課程名	分野	学科	学生定員		修業年限
			1学年	総定員	
専門課程	医療関係	看護学科 (3年課程)	40名	120名	3年

(在学年限)

第5条 休学期間を含み修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第7条 学期は次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 季節休業は、年間10週間程度とする。

2. 学校長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めたときは臨時に休業し、または授業を行うことができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

(教育課程、単位数、授業時間数)

第9条 本校における授業科目、単位数及び授業時間数は、別表「教育課程」のとおりとする。尚、2022年3月31日以前の入学者について、留年等あった場合においても、別表上適用するカリキュラムについては、原則、入学日をもって従前のカリキュラムを適用するものとする。

(単位の計算方法)

第10条 単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については15～30時間をもって1単位とする。

(2) 実技及び実習については30～45時間をもって1単位とする。

(他大学等で修得した単位の認定)

第11条 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は次の各号に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、別表第1に定める教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

(1) 歯科衛生士

(2) 診療放射線技師

(3) 臨床検査技師

(4) 理学療法士

- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

2. 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、本校における履修に替えることができる。

（単位の授与）

第12条 規定科目を履修し、その評定に合格した者には所定の単位を与える。

2. 単位認定の詳細については別に定める。

（学習の評価）

第13条 授業科目および実習科目の評価は次の5段階とし、C評価以上を合格とする。

S A B C D

2. 評価基準の詳細については別に定める。

第5章 入学・退学・休学・転入学・卒業等

（入学の時期）

第14条 入学の時期は学年の始めとし、入学日は学校長が定める。

（入学資格）

第15条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条および第150条の規定により高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められ、入学試験に合格した者とする。

(入学志願)

第16条 本校に入学を志願する者は、学校長が定める期日までに、入学検定料及び本校規定の書類を学校長に提出しなければならない。規定書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第17条 入学の選考は、入学志願者に対し、次により試験を行い、合格者を決定する。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

2. 入学者選考の詳細については別に定める。

(入学の許可)

第18条 学校長は、前条により合格した者であって、次条に規定する入学手続きを行った者に対し入学を許可する。

(入学手続き、保証人)

第19条 合格者は、指定した期日までに本校規定の書類を提出し、また入学金を納入しなければならない。

2. 前項に定める規定の書類のうち、誓約書は保証人の署名及び押印を必要とするものとし、保証人は独立の生計を営む者で、学生の在学中における一切の行為について責任を負うものとする。

3. 前項の保証人のうち1名は保護者又は親族とする。但し、親族がない場合はその限りではない。

(転学)

第20条 学生は、他の看護学校等に転学を希望するときは、その理由を詳記し保証人連署のうえ本校規定の書類を学校長に提出し、許可を得なければならない。

(転入学)

第21条 本校に転入学を希望する者がある場合には、教育計画及び学科の内容、進捗状況、選考結果等を勘案し、学校長は相当年次に転入学を許可することができる。

2. 前項の規定により、本校に転入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学校長に提出する。

(1) 転入学に関する本校規定の書類

(2) 在学中の学校の在学証明書及び成績証明書（健康記録を具備したもの）

(3) 在学していた学校の教育課程

- (4) 最終卒業校の卒業証明書及び成績証明書（健康記録を具備したもの）
 - (5) その他学校長が必要と認める書類
3. 第1項の規定により転入学を許可された者の既に修得した科目及び単位数の認定は学校長がこれを決定する。
4. 既修得単位の認定を希望する者は、第2項(2)(4)のいずれか及び単位認定に関する本校規定の書類を学校長に提出しなければならない。

(退学)

第22条 学生は、退学をしようとする時は、その理由を詳記し保証人連署のうえ退学に関する本校規定の書類を学校長に提出し、許可を得なければならない。

(休学)

第23条 学生は、傷病その他やむを得ない理由によって引き続き1ヶ月以上修学することができない時は、その理由を詳記し、保証人と連署した休学に関する本校規定の書類、傷病による場合には医師の診断書を添えて学校長に提出し、許可を得なければならない。

- 2. 学生は、休学期間の延長を必要とするときは、休学期間満了の7日前までに、保証人連署のうえ休学期間延長に関する本校規定の書類を提出し許可を得なければならない。
- 3. 休学期間は3年以内とする。
- 4. 学校長は、傷病その他の理由により修学することが不相当と認められる者に対して休学を命ずることができる。

(復学)

第24条 学生は、休学期間満了もしくは、休学期間内であっても休学の理由が消滅した場合には、休学期間満了日又は復学希望日の7日前までに、保証人連署のうえ復学に関する本校規定の書類を提出し、学校長の許可を得て復学することができる。

- 2. 休学の理由が傷病によるものである場合は、前項の書類に医師の診断書を添付する。

(卒業)

第25条 学生は本校を卒業するためには、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 3年以上在学し、別表「教育課程」に定める単位数を修得すること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないこと。

(卒業証書ならびに称号授与)

第26条 学校長は、卒業の認定をした者に対して、卒業証書を授与する。

2. 卒業の認定をした者に対しては、同時に専門士(専門課程)の称号を授与する。

(除籍)

第27条 学校長は次の各号に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第5条に規定する在学年限を超えた者。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (3) 1年間にわたり行方不明の者。
- (4) 死亡の届け出のあった者。
- (5) 休学期間を超えてなお復学できない者。

第6章 教職員組織

(教職員)

第28条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 学校長 (1名)
- (2) 副学校長 (1名)
- (3) 教務主任 (1名)
- (4) 専任教員 (7名以上)
- (5) 学校医 (1名 兼務)
- (6) 事務長 (1名)
- (7) 事務員 (3名以上)
- (8) 図書館司書 (1名 兼務)
- (9) 非常勤講師 (20名以上)
- (10) その他の職員 (1名 カウンセラー他)

第7章 運営

(運営)

第29条 学校長は、本校の運営を円滑に行うために必要とする会議を別に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第30条 学校長は、学生に対し年に1回以上の健康診断を行う。

2. 学校長は、前項のほか学生の健康維持のために必要な措置を行うものとする。詳細については別に定める。

第9章 入学金、授業料、及び入学検定料等

第31条 本校の入学金、授業料及び入学検定料等（以下、「入学金等」とする。）については、別に定める。

2. 入学金等の納入は、学校長の指定する期日までに行うものとする。
3. 既に納入した入学金、入学検定料は返還しない。ただし、学校長が相当の理由があると認めるときはこの限りではない。

第10章 賞罰

(表彰)

第32条 学校長は、品行方正、学業成績優秀な者で他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第33条 懲戒処分は、訓告、停学および退学とする。懲戒処分内容は別に定める手続きにより行うものとする。

第11章 雑則

(雑則)

第34条 この学則に定めるもののほか必要な事項については、学校長が別に定める。

附則

この学則は平成26年4月1日より施行する。

附則(平成29年2月28日変更)

この学則は平成29年2月28日より施行する。

附則(平成29年4月1日変更)

この学則は平成29年4月1日より施行する。

附則(平成30年6月8日変更)

この学則は平成30年6月8日より施行する。

附則(令和4年4月1日変更)

この学則は令和4年4月1日より施行する。